

## 船橋市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定をするため、船橋市再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画に係る必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 刑事・司法関係者
- (3) 更生保護関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 市民
- (7) その他市長が必要があると認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、当該日の属する年度の末日までとする。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部福祉政策課が行う。

(災害補償)

第7条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。